

垂井町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）において使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第3条 町長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）
 - ア 訪問型サービス（以下「第1号訪問事業」という。）
 - イ 通所型サービス（以下「第1号通所事業」という。）
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（以下「第1号介護予防支援事業」という。）
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の利用対象者)

第4条 第1号事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 施行規則第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

(第1号事業の実施方法)

第5条 第1号事業は、町が直接実施するほか、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者に対する委託
- (3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(一般介護予防事業の実施方法)

第6条 一般介護予防事業は、町が直接実施するほか、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者に対す

る委託

(2) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(指定事業者が行う第1号事業に要する費用の額)

第7条 第5条第1号の規定により指定事業者が実施する場合の第1号事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、対応する単位数に1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第8条 指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額は、前条に定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定事業者が行う事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定事業者が行う事業に要した費用の額とする。)の100分の90(当該指定事業者が行う事業の利用者が、第1号被保険者であって、かつ、法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の80)に相当する額とする。

(第1号事業支給費の上限額)

第9条 居宅要支援被保険者が指定事業者の行う第1号事業を利用する場合は、法第55条第1項の規定により、支給限度額を算定するものとする。

2 事業対象者が指定事業者の行う第1号事業を利用する場合は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに定める単位数により支給限度額を算定するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同号ロに定める単位数により算定することができる。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第10条 町長は、指定事業者が行う第1号事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第11条 町長は、指定事業者が行う第1号事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	10円
第1号通所事業	通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	10円

業		位数	
---	--	----	--